

平成30年度第3回熊本県環境影響評価審査会

議事概要

(一条メガソーラー熊本菊池発電所事業分)

1

1 日時

平成31年(2019年)3月15日(金)午後3時20分から午後4時50分まで

2 場所

熊本市北部公民館 大会議室

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

飯野委員、大石委員、奥村委員、小畑委員、川井委員、木部委員、小林委員、坂梨委員、松田委員、森委員(15人中10人出席)

(2) 事務局(熊本県環境生活部環境局環境保全課)

緒方課長、中山課長補佐、守江参事、前田主任技師

(3) 事業者等

株式会社一条工務店、一般財団法人九州環境管理協会、株式会社大地測量調査設計 計6人

(4) 傍聴者等

傍聴者1人、報道関係者なし

4 議題

「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る計画段階環境配慮書」について

5 議事概要

事務局(環境保全課)から、一条メガソーラー熊本菊池発電所事業の環境影響評価手続きについて説明した。また、事業者から事業概要と計画段階環境配慮書についての概要を説明した。

主な質疑の概要

会長

それでは、審議に入る。最初の段階であるので、これからどうい
う調査が必要になるか等、提案があると参考になるかと思う。

委員

動物の種として挙げられているものがあまりよくないと思う。日本野鳥の会熊本県支部が2016年に熊本県のデータ24万件ほどを全精査して本を出している。それによると、大津町でくくれるようになっていいる。是非参考にしてほしい。

また、熊本ではウズラは絶滅危惧種のIBくらいに挙げられるもので、ほとんどいないと思う。ここにはオオタカとヤマドリが生息していると思う。次の集落の平川あたりにはフクロウやアオバズクなどがいるので、そういった種を対象種としたほうがよいと思う。

もう1点、景観について人吉・菊池林道線の話があったが、先日の現地調査で人吉・菊池林道線を走っている車が見えていたので、確実に見えると思う。

事業者

教えて頂いた文献は方法書に反映したい。配慮書では、まずは生息が確認できているものを挙げており、こういうものがあると認識したうえで、今後の調査の計画を立てていきたい。

次に林道から事業実施予定地が見えるとのことだったが、草が高く生えているので、時期によって見える・見えない時期があると思う。今後、方法書で計画を検討していきたい。

委員

地下水の水質について、資料39枚目で地下水を切断するような掘削は行わない、地下水を取水しない、そのため重大な影響はないとされている。しかし、その前の説明で、小河川に水がないのは降った雨が基本的に全量浸透して行って地下水に供給されていると説明されている。だとすると、取水や掘削をしないから影響を与えないということにはならない。表面で何かをやれば、そこを通った水は表面の変化を受けることになる。なので、それを評価していただかないと、地下水の水質に影響があるかないかは評価できないと思う。

事業者

配慮書段階では、どういう影響要因があるかということで、周辺に影響を受けるような井戸があるか、既存資料からわかる地下水の関係を調べている。表面に降った雨がどう浸透するかについては、具体的な計画案、改変するというにはしているが、今後、計画の検討の段階でどういう影響があるか、今言われた意見を踏まえ、緩和できる工夫を検討していきたい。

委員

おそらく、涵養量や地下水位は大きく変化しないと思われるが、影響を与えるなら水質だと思う。この地域は涵養域であり、地下水の上流部にあたる。さらに、地下は布田層・花房層という第一帯水

層と第二帯水層を分ける地層が欠如しているので、入った水は第二帯水層を汚染する可能性がある。第二帯水層を汚染すると熊本市の水道を汚染することになるので、それは最初の段階で考慮して、今後の実施計画を作られるのがいいのではないかと思う。

会長

ありがとうございます。ほかにあれば。

委員

要約書 22 ページで、地下水位の観測井の水位変化を見ると、経年的に地下水位の上昇傾向がみられていて、地下水位は標高 82m 程度と記載されている。地下水位は変動するとも記載されているので、工事中、施工後も地下水質はチェックしないといけないと思う。

要約書の 17 ページの環境保全対策で、工事中と存在及び供用時の欄に、水質汚濁防止対策と地下水保全対策があるが、全く同じ文章となっている。水質汚濁防止はオイルマットをすとか、場外への流出を防止するというのでよいかと思うが、地下水保全が全く同じ内容というのはどういう意味か。

事業者

地下水については、工事中は濁り水の話を中心に書いている。掘削工事を行うと周辺井戸で濁りが出る可能性があり、水質的なことを書いている。工事をすることは改変されるので、類似した状況なる。地下水の涵養については、存在・供用時で書いており、例えば雨水浸透枘を設置して、少しでも浸透量を確保していくという意味合いで書いている。

委員

工事中は地下水の水質をチェックする、とかそういうのが環境保全対策ではないのか。水質汚濁防止というのは河川に流れるようなそれに対する防止策であって、地下水保全対策とは違うと思う。地下水の対策は地下水、流出防止は流出防止。明確に書いて頂かないと、そこに対する方法書が出てきにくいと思う。

会長

ほかにないか。

委員

事務局から説明があったパネルの反射光について、配慮書には記載されていないが、実施されるのか。

事業者

国道 57 号の道路に影響があるかもしれないが、正確な計画等がわからないため、影響が出ると判断されれば選定して実施したい。

委員

評価されるということで了解した。

委員 文化財のことでお尋ねしたい。国道の工事について、県レベルもしくは大津のセンターで文化財の調査をしていると思うが、この範囲の中で何か見つかったのか。

事業者 国道工事については、こちらでは把握していない。

委員 国道工事の跡を見るような現地踏査をすれば、なんらかの痕跡があると思うので、試掘も大事であるが、文化財の担当と敷地を歩く事前の調査を是非実施してほしい。

会長 文化財関連の情報収集についての意見かと思う。よろしくお願ひしたい。

委員 森林の抜根をして、整地して、土地を固めないとパネルを載せられないのではないかと思う。これだけの面積を固めてしまうと、地下を移動するネズミ類が全く移動できなくなる。そういったことに対する予測評価はないか。

事業者 方法書で調査方法を検討し、現地調査の結果を踏まえて、必要な保全措置を検討していきたい。ただし、先行して国道 57 号の工事が実施されているので、工事が何もしていない時期の調査ではないが、できる限りの調査を実施したい。

会長 ありがとうございます。

委員 希少な地形等はないが、地形・地質のことでコメントとして言いたい。記載されている活断層の情報は平成 25 年の活断層調査をベースにしているが、東日本大震災を受けて実施したものである。平成 28 年の熊本地震を受け、平成 28 年・平成 29 年に緊急調査があり、それを基に平成 29 年 10 月に国土地理院より都市圏活断層図として出版されている。それによれば、今回の事業想定地域のなかに推定活断層が 2 本走っている。また、清正公道沿いに地表断層が確認されている。そういう新しい情報を最大限活用されて、今後の事業計画に反映してほしい。

また、熊本県土砂災害マップを見ると、今回の事業想定地域の東半分は今後基礎調査をする予定に入っている。指定はされていないが、斜面災害の危険性を県が認知している地域であることをわかったうえで設計等、実施計画をされたほうがよい。特に阿蘇の火山灰

地域では、固結した溶岩の上に黒ボク化した表土層が重なっている斜面の場合には、大雨や地震で爪の引っ掻き傷のような斜面災害がものすごく多く起きやすい。木の根により抑えられている表土内に大量の降水がため込まれると、その下の固結した岩石との間ですべり面が形成されて表層部だけが滑り落ちてしまう。伐採して、表土の上にパネルを置くだけだと危険かなと非常に感じる。その辺をよく配慮して、急傾斜地だったり、水を抜くような工法など、新知見があるので、熊本地震をある意味、教訓、宝として使っていかなければならない。万が一、堀ヶ谷川にパネルが落ちこちると、廃棄物としての処理など大変なことになる。そういう意味で、予め環境アセスメントとは別にいろいろなことを考慮してやっていかれたほうがよいと思う。

会長

貴重な御意見ありがとうございます。そのほかに。

委員

根を引っっこ抜いて更地にするのか。根をそのままにして、ということとは考えられないのか。

事業者

抜根まで必要と考えている。

委員

非常に危ないように思う。

会長

はい。他にあれば。

委員

植物の関係で、阿蘇に近いので元々の植生は違ったと思う。阿蘇だとスギ林やヒノキ林を伐採すると、草原の植生が復活することがある。抜根して大きく表土が変わってしまうと、そういうことはないかもしれないが、残される林地や光が入って明るくなることで、そういう種子が残っていて、希少種が出てくる可能性があるかなと思う。このエリアが元々草原だったかわからないが、伐採して希少種が戻る可能性があるのではないかと思う。

委員

高森方面では伐採して1年目にサクラソウとか出てくる。ここがどうなのか調べてみないとわからないが、可能性としてはあるのではないか。

委員

図書には草原種が記載されていたので可能性はあるのかな、と思った。

会長

参考にさせていただければと思う。ほかにあれば。

委員	環境影響評価には災害を引き起こしてしまう可能性というのは含まれるのか。
事業者	一般的には含まれない。
委員	更地にしてしまうと、表土が流れやすくなるとか、阿蘇特有の土壌によって滑ってしまうということを引き起こしかねないというのはあるのか。
委員	配慮項目として挙げることはできず、参考にして下さいというコメント的にしか出せないということで聞いたが。
委員	配慮書などにはそういうことが記載されるものではないのか。
事務局	基本的には災害関係についての御指摘は技術指針に書かれていないことなので、意見として採用しにくいというのがある。ただし、太陽光発電事業については、現在、環境影響評価法において対象事業になる法改正が検討されており、その際の審査項目として、土地の安定性という観点で、土砂災害を評価する方向であると聞いている。そのため、法改正があれば、そうした御指摘を意見として取り扱うことが適当となると考えられる。
委員	わかった。今回の図書にそうした観点での記載がないのはそういうことだと確認できた。今後は太陽光発電のアセスに含まれる流れにあるが、現在はそうではないということ。
事務局	はい。
委員	では、先取りされるといいのではないかと思う。
会長	そういう方向性があることを認識して頂くといいと思う。
委員	事業が環境に与える影響だけではなく、環境から影響を受けるパターンも考えておかれるとよいかと思う。例として、阿蘇火山の活動が活発化し、降灰の影響を受ける可能性が考えられる。事業を20年で考えておられるが、その前に事業の継続が難しくなることもあるかもしれない。 熊本より条件の悪い鹿児島県でも太陽光発電がされているので、問題はないかもしれないが、対応方法などを情報収集しておかれると安心材料になるかもしれないと思った。
事業者	太陽光パネルにはメンテナンスが必要であり、そうしたものも事業計画に織り込んでいる。

委員

灰が降った場合、相当量の雨でないと自然には洗い流されないと
思う。なお、風向きとしては、事業予定地方面には行く可能性は高
くないと考えられる。

会長

他に質問はないか。なければ、これをもって審議を終了する。

※配付資料

- (1) 平成30年度第3回熊本県環境影響評価審査会次第
- (2) 一条メガソーラー熊本菊池発電所事業の環境影響評価手続きについて
- (3) 熊本県環境影響評価審査会の意見の照会及び審査会の予定について
- (4) 意見の照会について
- (5) 一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る計画段階環境配慮書
(事業者資料)